

令和7年第12回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年 12月 11日(火) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----------|
| 議長 | 安富 法明 | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 俵 薫 |
| 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 | 縄田 善博 | 7番 倉増 知 |
| 8番 | 前田 耕次 | 9番 | 中嶋 友之 | 10番 中野 修 |
| 11番 | 石田 健治郎 | 13番 | 安部 好恵 | 14番 岸 英法 |
| 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 高見 清 | 17番 村上 浩一 |
| 18番 | 安富 法明 | | | |
- 4 欠席農業委員
- | | | | | | |
|----|------|-----|------|-----|-------|
| 4番 | 井町 哲 | 12番 | 中嶋 誠 | 19番 | 山本 正二 |
|----|------|-----|------|-----|-------|
- 5 出席推進委員
- | | | | | |
|-------|-------|-------|------|-------|
| 山縣 正明 | 山田 孝治 | 岩山 澄男 | 安永 彰 | 阿野 秀文 |
| 平山 千恵 | 永安 達彦 | 山本 次儀 | | |
- 6 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 河野 哲広 | 副主幹 | 井村 光敬 | 主査 | 柳井 信吾 |
|------|-------|-----|-------|----|-------|

事務局	午後 2 時 0 0 分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 7 年第 1 2 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は会長が欠席ですので、職務代理の安富が議事を進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員 1 9 名中 1 6 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は 4 番 井町哲委員、1 2 番 中嶋誠委員、1 9 番 山本正二委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますよろしくお願いします。それでは 7 番 倉増知委員、1 6 番 高見清委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 2 件ありましたので説明します。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人●●市の●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。申請地は譲受人が所有する田に隣接し、併せて 1 枚の田になっており、既に譲受人が耕作しています。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。本件は新規就農です。</p> <p>譲受人は●●町●●の●●さん、譲渡人は●●市の●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は市外に住んでおり農地の管理が困難であるため、申請地の管理を手伝っている譲受人に農地を譲り渡すことになりました。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。
岸委員	14番の岸です。12月6日に会長、馬屋原委員、事務局2名、地元推進委員と現地調査を行いました。1件目ですが、場所は県道●●号線の●●交差点のところに●●●●がありますが、その近くに対象農地があります。事務局から説明がありましたとおり、1枚の田ですが登記上は2筆の田からなっております。譲渡人の父親と譲受人は兄弟で、もともとは2筆とも譲受人の親が所有しておりましたが、相続により兄弟で1筆ずつ所有となりました。その後譲渡人の父親が亡くなり農地を相続しましたが、自身で管理ができないので、1枚の田として管理している譲受人に所有権を移転します。田は綺麗に管理されており、問題はないと思われます。
議長	ありがとうございます。2番は新規就農ですので現地調査報告ありません。それでは地元推進委員より補足説明等ありましたらよろしくおねがいします。
安永推進委員	真名地区の安永です。岸委員の説明されたとおりです。よろしくおねがいします。
議長	ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしくをお願いします。 それでは採決に移りたいと思います。 議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、農地法第5条許可申請3件について説明します。 1件目、資料3を参照ください。所在地は●●町●●、転用面積1915㎡、申請人は●●●●。申請地は位置図のとおりです。

	<p>●●号線を●●方面に進むと、●●手前で道が2手に分岐していますが、その分岐の手前付近の3種農地です。太陽光発電のための転用となります。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。2件目、資料4を参照ください。所在地は●●町●●、転用面積990㎡、申請人は●●●●です。申請地は位置図のとおりです。申請地は位置図のとおりです。1件目の近くになりますが、●●号線を挟んで反対側に少し進んだところにある3種農地です。太陽光発電のための転用となります。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、資料5を参照ください。所在地は●●町●●、転用面積423㎡、申請人は●●さんです。申請地は位置図のとおりで、●●団地の入り口のところにある2種農地です。駐車場として利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いします。
岸委員	<p>14番の岸です。1件目につきまして、場所は参考資料の位置図のとおりで、●●から●●号線を●●に向かって進むと、●●の手前で道が2手に分岐していますが、その手前、道路の左手にあります。申請地の周りは殆どが宅地で、ここを転用することに問題はないと思われま。近隣住民にはきちんと説明されたうえで太陽光発電をされるということです。2件目につきまして、1件目の申請地から●●号線を挟んで反対側にあります。申請地の周りは殆どが宅地で、ここを転用することに問題はないと思われま。近隣の方の同意も得られてるそうですが、1建だけ空き家で地権者になかなか会えないそうですが、引き続き会う努力はされるとのことでした。参考資料の位置図のとおりです。まわりも太陽光パネルが設置されていて、特に問題はないと思います。3件目につきまして、場所は県道●●号線を●●から●●に抜ける途中で道の左手に●●団地、右手には●●団地がありますが、●●団地の方に入っていたところにあります。周りは民家だらけです。申請地の近くに譲受人の居宅がありますが、駐車場のスペースが足りないということでの転用です。特に問題はないと思われま。よろしくおねがいします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元推進委員より補足等ありましたらよろしく申し上げます。

阿川推進委員	伊佐地区の阿川です。1番と2番について岸委員の説明のとおりで、転用しても問題ないと思われます。
安永推進委員	真名地区の安永です。3番について、岸委員の説明されたとおり問題ないと思われます。
議長	ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。 それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第3 議案第3号、農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、本日配布しております令和7年12月26告示、令和8年1月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。 今回、全体で2筆でございます。 利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、2,047㎡、 貸し手が1名、受け手が1名でございます。 内訳は、4ページでございます。一括方式になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。 それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第4 報告第1号 報告第1号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 それでは、現況証明願いの提出が5件ありましたので説明いたします。 1件目 資料6を参照ください。申請地は20年以上耕作放棄され、現在は原野となっています。 2件目 資料7を参照ください。申請地は平成10年に農業用倉庫が建てられて以降、その敷地になっています。 3件目 資料8を参照ください。申請地は昭和50年には原野になっていました。 4件目 資料9を参照ください。申請地は20年以上耕作放棄され、現在は原野となっています。 5件目 資料10を参照ください。申請地は20年以上耕作放棄され、現在は原野となっています。 以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。
馬屋原委員	15番の馬屋原です。1番についてですが、事務局から説明があったとおりです。先月の総会で同様の事例で現況証明をしているのでこれについても妥当であると判断しました。参考資料の写真を見てもらえばわかるとおり●●地区にあるお寺の裏にある斜面で山林になっています。2番についてですが、参考資料の写真のとおり、倉庫の敷地になっています。3番についてですが、写真のとおり、何十年も経ったような木が生えており山林のような状況になっています。4番と5番についてですが、写真のとおり原野になっておりました。5番については、実はもう1筆ほど証明願が出されていましたが、道路沿いの草を綺麗に刈っておりまして、1筆全体に対しては現況証明はできないということになり、取り下げとなりました。
議長	はい、ありがとうございます。

委員	<p>それでは地元委員から補足説明ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか？</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第5、報告第2号、農振法に基づく農用地の軽微な変更について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>それでは農用地区域内農地の用途変更 1件について説明します。資料11を参照ください。</p> <p>所在地は●●町●●で参考資料の位置図のとおりです。申請地の一面に農業用倉庫を設置します。美祢市長に対して、用途変更に関する異論等はないものとして回答します。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。</p>
馬屋原委員	<p>15番の馬屋原です。申請地は●●●●道路の近くにあります。面積も小さいですし、県道沿いの農地で水路等もしっかりしてるので、ここを整地して農業用施設用地にしても問題はないと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第2号を終わります。</p> <p>続きまして議事順位第6、報告第3号、公共工事に伴う転用の届出について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>

事務局	<p>1 件朗読。 公共転用の届け出が 1 件ありましたので説明いたします。1 件目、資料 1 2 を参照ください。 小郡萩道路の工事の関係で、絵堂ライスセンターの近くの農地を一時的に土砂等仮置場として利用します。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは質問等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第 3 号を終わります。 続きまして議事順位第 7、報告第 4 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。 目録をご覧ください。それでは説明をいたします。 1 件目は貸付人●●さん、借受人●●さんの間の解約です。借受人が高齢であり耕作ができないことによる解約です。次の耕作者は決まっています。 2 件目、3 件目は貸付人●●さん、●●さん、借受人農業法人●●の間の解約です。貸付人が当面は自己管理を行われると聞いております。 4 件目、貸付人●●さんと、借受人●●さんとの間の解約です。貸付人の借受人の●●さんが高齢により耕作ができないことによる解約です。次の耕作者は決まっています。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>

議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第4号を終わります。</p> <p>続きまして報告第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>非農地通知については、国からの通知「農地法の運用について」第4の3項のア（遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて）及び非農地判断マニュアルに基づき、報告するものです。</p> <p>本日配布しております別添資料、「農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断（非農地通知）について」をご覧ください。</p> <p>1ページの様式第3号・非農地通知一覧表と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>今年の8月から10月にかけて、委員の皆さんと農地法第30条第1項に基づく利用状況調査（農地パトロール）を行いました。そのパトロールの中で、これはもう農地性はない、再生しても再生利用がもう困難な農地であると判断したものを非農地通知一覧表に記載しております。合計で7筆、面積は8,763㎡です。</p> <p>この表は、左の方から所在地、地目、面積、所有者、報告年月日を記載しております。</p> <p>今後の流れとして、農地パトロールで撮った写真を添付し、所有者に近日中に非農地通知を発送する予定です。</p> <p>また、12月26日までを異議申し立て期間とし、法務局の方で地目変更登記の手続きをしていただく申請書類等を送付する予定です。報告については、以上です。</p>
議長	<p>特に発言等無いようでございますので、報告第5号を終わります。</p> <p>続きまして報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>別紙資料農地所有適格法人報告書をご覧ください。別紙にありますように、●●●●から法人報告書の提出がありました。</p> <p>こちらにつきましては報告書の事業の状況と、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	<p>その他の方に移りたいと思います。農業相談はありませでした。当番委員の皆さんありがとうございました。 以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？ それでは終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>互礼。</p> <p>午後 3 時 2 0 分閉会</p> <p>議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p>令和 7 年 1 2 月 1 1 日</p> <p>議長 _____</p> <p>署名委員 _____</p> <p>署名委員 _____</p>